

## 国際会計基準と企業年金

今福 愛志

### ■ 要約

国際会計基準19号「従業員給付」は、国によってそれぞれ特徴を有している企業年金制度を標準化された共通のレンズを通して捉え、その実態を母体企業の財務報告に表わす基準である。それは、英米の年金会計基準をデファクトスタンダードとしている点で、英米の企業年金制度を典型として標準化された会計基準によって、わが国の企業年金制度を捉えなおすといってもよい。わが国の退職給付に係る会計基準もまた、そうした標準化基準である国際会計基準に対応させて策定されている。

他方、企業年金制度の各国の特徴を消し去って共通の尺度で捉える国際会計基準とそれに基づく財務報告への要請が、国際的な資金調達を必要とする各国の企業、および資本市場の変化に対応して一段と高まっている。そうした動向はEUにも及び、例えばドイツの企業年金制度改革のひとつの要因になっている。

キャッシュバランス・プランをはじめとする企業年金制度は、国際会計基準のさらなる標準化に対応してどのような方向に進むのか、国際会計基準の今後の展開は企業年金制度の将来にとってますます重要なインフラとなっている。

### ■ キーワード

国際会計基準、退職給付債務、ディスクロージャー

## I 会計基準の変更と企業年金改革

1998年2月に国際会計基準19号(改訂)「従業員給付」が公表されて以来8年余が経過した今、国際会計基準の改訂作業は第2ステージに入ったといえるであろう。それは、①これまでの従業員給付の会計のフレームワークを再構成する基準改訂、②EUへのIAS 19号(改訂)の導入、③それが各国、特にEU諸国の企業年金制度に及ぼす影響にからめた会計基準の再検討、という点に認められる。

一方、1998年6月に制定されたわが国の「退職給付に係る会計基準」については、これまで基準本体の改訂でなく、日本公認会計士協会から公表された実務指針—例えば、退職給付信託の設定と返還にかかわる実務指針—によって対応されてき

たが、ここでも最近、基準本体が改訂された<sup>1)</sup>。

すなわち、「退職給付に係る会計基準」(以下「退職給付会計基準」と略称する)におけるつぎの注解(注1)1を適用しないとして、実質的に基準の改訂を行った。「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合には、当該超過資産を資産及び利益として認識してはならない。」

同基準によれば、この措置は「退職給付をめぐる環境が著しく変化し、「退職給付に係る会計基準」の設定時には予測しえなかった大幅な変化(主に、退職給付信託による拠出や厚生年金基金の代行返上、さらには企業年金制度の柔軟化)が

生じたことにより、注解(注1)1の前提とされた制約が概ね解消したことから、設定時には将来の退職給付費用の前払いとすることに疑義があった未認識資産についても、特別の制限を設ける必要がなくなったものと考えられることによる。』<sup>2)</sup>

これら国内外の従業員給付や退職給付会計基準の改訂をめぐる動きは、一見、会計基準自体が企業年金制度を変えるきっかけと見えるが、むしろ企業年金制度が会計基準というレンズ—国際的に標準化された会計基準—をとおしてあらためて捉えなおされ、年金制度に内在する問題が明るみに出た結果であると言えることもできるであろう。

次節で述べるとおり、国際標準としての会計基準といっても、それは英米、特に米国の年金会計基準87号に基づいている点で、また英米の年金制度を下敷きにしている点で、デファクトスタンダードである。いいかえれば、各国の企業年金制度の特性が、とりあえずはデファクトスタンダードである会計基準というレンズによって消し去られ、企業にとって共通する退職給付制度の問題があぶりだされ、その解決が問われているといえる。それを求める共通の条件がいま国際的に認められる。それが経済のグローバル化という大きな波であり、それに呼応して制定された国際会計基準であり、「従業員給付」の国際会計基準もその例外ではない。

それゆえ、国際会計基準が提起した問題を会計基準の枠内の問題としてみるのではなく、わが国の企業年金制度にとって固有なものとして認められたものが国際的に標準化された会計基準—国際会計基準—から見れば、どのように捉えられ、財務報告のなかに表わされるかという観点から、あらためてわが国の企業年金制度の改革の是非が問われているといってもよい。とは言え、そうした状況はわが国の退職給付制度だけでなく、すでに述べたようにEU諸国においても、また英米の年金制度においても、等しく認められるであろう。

本稿は、以上述べたような観点にたつて、わが国の退職給付会計基準、国際会計基準19号(改訂)「従業員給付」、ならびに英米の年金の会計基準の意義を改めて位置付けるために、それら会計基準が企業年金制度をどのように捉えているのか、またそうした捉え方が年金制度に対してどのような問題を投げかけているのかを明らかにする。この検討によって、会計基準が年金制度に大きな影響を与えるのは、年金制度自体に内在する問題を会計という国際的に標準化された眼で描き出された結果でもあらわることが示されるであろう。

## II 国際標準としての会計基準からみた企業年金制度

前述したとおり、国際会計基準19号(改訂)はデファクトスタンダードとしての米国の年金会計基準87号に基礎をおいている<sup>3)</sup>。87号は、米国の企業年金制度がつぎのような6つの基本的な前提によって捉えられている<sup>4)</sup>。

- 後払い報酬
- 個々人に対する義務
- 無限の継続
- 比例的な獲得給付
- 過去勤務債務の将来価値
- 年金制度の自治

これをもとに考えれば、会計基準が捉えようとしている企業年金制度は、つぎのようになるであろう。

制度加入者は、一定の要件を満たせば一定の給付を後日支払うという事業主の約束と交換に、事業主に対して勤務の一部を提供しており、その結果、事業主は制度に拠出した掛金によって義務を開放されるのではなく、また加入従業員全体に対する義務でなく、個人としての従業員に対する義務をおっている。この義務を履行する基金自体は無期限に継続する自治的な法制度であるから、

制度を提供している企業とは別個のエンティティである。

この前提にたつて年金会計のつぎのような3つの基本的な原則が導かれる<sup>5)</sup>。

- ある種の事象の認識を遅延認識させる
- 純費用を報告する
- 負債と資産を相殺する

この前提と会計の基本原則に基づいて、国際会計基準19号(改訂)、そしてわが国の退職給付会計基準は策定されている。それゆえ、わが国の企業年金制度に認められるいくつかの特性ないしは制度に内在する問題点が、会計処理レベルではひとまず視野の外におかれ、国際標準化された観点によってわが国の退職給付制度が捉えられている。わが国の退職給付制度に対する退職給付会計基準の捉え方で、特徴的な点はずぎの4点があげられるが、それについても現在、いくつかの問題が生じている。それらは、退職給付制度そのものに内在する問題が、いま会計基準において問われた結果であるといえる。

#### (1) 退職給付債務をめぐる会計基準と年金制度

その重要な問題のひとつが、会計上認識すべき退職給付債務とはなにか、という出発点の問題である。そこでは、会計上の議論のまえにわが国の退職給付制度そのものにおける退職給付債務の位置付けが問題となる。

第1に、米国企業においてはエリサ法によって年金資産積立不足に対してペナルティーが課せられているのに比べて、わが国では厚生年金基金、確定給付企業年金の最低責任準備金の積立義務はそれほどではない。退職給付の減額が可能であり、「債務の確定性が低い」状態にある<sup>6)</sup>。それゆえ、この「債務の確定性」の程度をもとにして、3つの債務概念、すなわち確定給付債務(VBO)、累積給付債務(ABO)、予測給付債務(PBO)をもとに、債務を峻別することは可能かどうか、改めて検討

すべき問題である。

第2に、米国においては「退職時に与えられるのは将来時点で年金を受取る権利」であるのに対して、わが国の企業年金制度では「退職時点で即時支給される一時金を起点とする考え方をベースに構築」されている<sup>7)</sup>。これが、「前者の企業年金制度が引退後給付制度であるのに対して、「わが国の退職一時金制度およびその切り替えによる企業年金制度は退職時給付制度」と呼ばれるゆえんであるが<sup>8)</sup>、こうした制度と企業年金制度を同列に捉えてよいか。

これらは、退職給付会計基準の問題以前におけるわが国の退職給付制度に内在する問題であろう。現行の退職給付制度上、3つの債務を峻別する法的な意義が明確でないがゆえに、会計上はそれを予測給付債務(PBO)として捉えて、将来給付予想額を一定の割引率で割り引いた現在価値が求められている<sup>9)</sup>。これに対して上記のようにわが国の制度が退職時給付制度の性格をあわせ持っているとすれば、全ての給付を割り引いて債務を捉える方法が妥当であるかどうか、改めて問われなければならないであろう。

いま米国の年金会計基準(そして国際会計基準)においてキャッシュバランス・プランの会計処理に関連して議論されている問題は、この点にかかわっている<sup>10)</sup>。そこでは、まずキャッシュバランス・プランはつぎのように定義されている。

「キャッシュバランス・プランは、仮定の勘定残高により約定された従業員給付を確定する給付建年金プラン(会計基準87号の用語で定義されているとおり)である。従業員の仮定の勘定残高は、毎期の仮定の元本クレジット、ならびに仮定の固定および(または)変動金利あるいは投資クレジットにより増加するが、仮定のその他の臨時的なクレジットでも増加する場合もあるであろう。受給権のある従業員の雇用の終了時において、従業員は仮定の勘定残高を何らかの理由により一時金として直ち

に、あるいは保険数理上等価の年金として将来に受取る資格を有している。年金プランの条項または法規に準拠して、従業員は将来の勤務が条件となっていない将来の利息(または投資)クレジットを取得する理由から、仮定の勘定残高よりも高額の清算金額を受取る資格がある場合もある。」

この定義に基づいてキャッシュバランス・プランの会計基準は、つぎの2つの点で年金制度に対する従来の会計の捉え方に変更ないし再検討をせまっている。第1に、固定金利クレジットレートによるキャッシュバランス・プランと変動金利レートによるプランの会計処理を異なる処理を求めている点である。固定金利付きの制度については、制度に規定されている固定金利クレジットレートで加入者の仮定の勘定残高を予測して、従来どおり一定の割引率で割引いて現在価値を算出して債務が測定される。

一方、変動金利付き(市場金利または市場関連(変動)金利)の制度については、債務は仮定の勘定残高によって測定され、固定金利付きと違って将来の予想額を算出して割引くことはできない。

第2に、一時金付き給付建て年金プランの債務については、債務の測定日に当該従業員が退職したとしたり受けとる権利を有する額、または測定日の年金債務の保険数理上の現在価値の額のいずれかのうち、大きい額が債務の金額となる。したがって、この債務の額のうち、前者はわが国のかつての期末要支給額と同一となる。

この2つの措置にかかわる米国の会計基準87号の改訂は今後の問題ではあるが、この2つは本稿の観点に照らして重要な変更である。今回の改定案によれば、将来の市場動向にゆだねるような変動金利付き年金制度ではあらかじめ予想給付額を測定するのは、予想しがたい市場金利を予測するという意味で「会計のらち外」にあるから、測定日の仮定勘定がそのまま債務の額とされている。また、一時金はもちろん、それと年金との選択の

制度である引退後給付の企業年金制度である場合には、将来の給付時までの「貨幣の時間価値」を考慮して割引かれるのに対して、退職後制度である退職一時金を有する制度は、絶えず毎期末時の支給額が債務として捉えられる。

米国の年金会計基準に見られるこの2つの捉え方は、単に「会計は将来の市場動向を予測できない」という理由から、また「退職一時金は測定日において受給する資格を有している(法的な)債務である」という理由から、もっぱら会計レベルの根拠にのみ基づいて処理の変更が図られたとすることはできないであろう。企業年金制度の運営にとって将来の市場動向に基づいた年金制度は、企業経営にとってどんなリスクを負担し、それをどのように予測して制度を運営するのか、あるいは退職一時金と年金の選択制の退職給付制度は同一のリスクを有する制度なのか、それとも異なる性格の制度であるのかという制度自体に内在する問題が、会計レベルから問いかけられていると見ることができ。

したがって、例えば、後者は年金会計の重要な手法である割引現在価値計算を基礎としていないという意味で重要であるのではなく、本節の冒頭でしめした6つの前提のひとつである「基金の無限の継続性」とは異なる観点から、「終了型負債」(termination-type liability)が捉えられている点で重要な転換である。この転換は、退職給付制度自体の再編の動きと無縁ではないであろう。

## (2) 年金制度の継続性と会計基準

上記の(1)において「基金の無限の継続性」の前提は会計上必ずしも大前提でなく、債務の測定においてそれとは異なる新たな動きが見られることが指摘された。そうであるとすれば、そうした動きは債務の測定だけでなく、前節で述べた年金会計の3つの基本原則にも変化がみられるに違いない。年金会計では、当然のごとく基金の継続的な

性格、あるいは給付とそれに対応する積立の超長期的な性格に照らして、毎期の債務およびコストの変動性 (volatility) が長期的には相殺されるという前提で捉えられる。

会計基準もまたそうした前提にたつて、年金会計の3つの基本原則のひとつである「遅延認識」が認められてきた。すなわち、数理計算上の差異 (国際会計基準では、「保険数理上の利得および損失」と呼ばれる) が発生年度に即時に認識する必要がなく、わが国では予想平均残存勤務年数内 (国際会計基準や米国基準では一定範囲を超過した時にかぎり (コリドアルール) 超過額を予想平均残存勤務年数) に償却することができる。

昨年公表された国際会計基準 19号の改訂では、この遅延認識でなく即時償却する方法が代替的な方法の一つとして正式に認められた (以下、IAS 19号 (2004年改訂) と略称する)<sup>11)</sup>。この結果、従来の遅延認識も認められるが、即時償却の方法が採用された場合、数理計算上の差異はこれまでの損益計算書ではなく、それとは別の「認識済み損益計算書」に計上されなければならない。

この措置は、強制でなく代替的な方法であるから、「基金の無限の継続性」という前提からの離脱を意味せず、もっぱら会計上の処理の変更であると限定して解釈することも可能であろう。IAS 19号 (2004年改訂) の「結論の基礎」によれば、数理計算上の差異に関する従来の遅延認識の根拠である3点が、否定されている。

(a) 即時認識は貸借対照表と損益計算書に不安定な変動をもたらす。この変動は給付建て資産または負債の変動を忠実に表現したものでなく、将来事象の正確な予見可能性は不可能であることを表わしているにすぎない。(b) 長期的には、数理計算上の差異 (差損益) は、相互に相殺される、(c) 即時認識すれば、他の企業活動の損益または財政状態を圧倒してしまうほどの金額に達する。

国際会計基準審議会 (IASB) は、この根拠のう

ち (a) と (b) を否定して、当期の事象に関する最善の見積り、およびその結果としての資産、負債を透明なかたちで認識すれば、それはより良い情報を提供することになると結論している (48C)。また、数理計算上の差異の損益が、将来に相互に相殺されるという根拠は、暗黙のうちに将来の市場価格を予想できるという能力を前提にしている。さらに、(c) については、退職後給付の金額が相当な額になり、かつ不安定であるのは、制度それ自体が他の企業活動と比較して規模が大きクリスキーであるという事実を表わしているからである (48D)。

ここに見られるとおり、遅延認識は年金会計の基本原則であるとは捉えられていない。むしろ、遅延認識が生ずる主要な原因である期待運用収益と実際運用収益との差異が、過去と現在の運用実績を無視した高い期待運用収益にあるとすれば<sup>12)</sup>、問題はそうした期待運用収益率の設定のあり方にあり、それが財務報告の信頼性を損なうがゆえに、遅延認識に代えて即時認識の方法が採用されている。

ここでは、遅延認識はかえって財務報告の透明性と信頼性にとってマイナスの作用を与えるものであると、従来とは逆の位置付けがなされている。そうであるとすれば、遅延認識は年金 (退職給付) 制度の実態を透明かつ信頼できる形で投資家に対して開示していない点で、間接的にせよ制度自体の基盤を掘り崩す可能性をもっており、結局は従業員の受給権保護にも影響を及ぼすことになるであろう<sup>13)</sup>。

このように、IAS 2004年改訂についても、これを会計基準レベルの問題としてだけでなく、年金 (退職給付) 制度の実態の透明性と信頼性の確保という会計以前の問題と密接につながる問題があることを知らなければならないであろう。

### (3) 年金基金の独立性と会計基準

上述した企業年金制度の前提である「年金制度

の自治」が、年金会計の基本原則「負債と資産を相殺する」を導くひとつになっている。なぜ年金基金は母体企業と連結せず、負債と資産の相殺した純額（厳密には、未認識の債務を除いた認識済み債務と資産との差額）のみがオンバランスされるのかは、もう少し検討されてよい問題である。母体企業とは異なる責任を課せられた基金自体の自治が前提されて初めて、年金（退職給付）会計を導入する基礎があるといえるであろう。

ここでも、わが国の退職給付会計基準においては、母体企業と年金基金との関係について新たな展開がみられる。それは、2004年10月に日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」に認められる<sup>14)</sup>。同指針は、退職給付信託を解約して資産を返還する際の要件を定めたものである<sup>15)</sup>。同指針のQ & Aによれば、退職給付信託の返還の基本的な要件としてつぎの2点が定められた。

- ① 将来の予想できる一定期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できること、
- ② 事業主に返還することの是非および返還額の妥当性は、(事業主の意思等によってはならず、あくまで)受託者(または信託管理人)の独立した判断に従って返還が決定されること。

この指針により、退職給付信託の返還をめぐる会計処理の妥当性は会計自体にあるのではなく、事業主の意思に左右されない受託者の「独立した判断」が前提になっている。そのためには、事業主、基金、受託者の関係が退職給付信託の返還に関連して「独立した」関係に立つことが求められる。それはどういうことかが明確にされなければならないが、これは基金のガバナンスに密接につながる問題である<sup>16)</sup>。それが不十分のままでは、会計上、退職給付信託の返還が認められない。こ

のことは、わが国の退職給付会計基準においても、会計以前の基金の独立性を前提としなければ機能しないことを含意している点で、重要な展開であると思う。

年金基金の独立性とは直接に関係はないが、今回のIAS 2004年改訂においては、いわゆる多事業主年金制度の取扱いに関連して、多事業主制度に加入する複数企業間の年金会計の取扱いについて、ならびに親子会社が加入する制度の取扱いについて、これまで以上に明確な基準を決めている。すなわち、前者に関しては、旧IASでは「給付建制度である多事業主制度について給付建の会計処理を行うために十分な情報を入手できない時には、企業は、掛金建制度として処理できる」(30項)とされていたのに対して、新IAS基準ではつぎのように改訂された。

「制度の剰余金が加入企業に対して分配される方法(あるいは、不足金の積立方法)に関して、多事業主制度と加入企業のあいだで契約がある場合、拠出建制度として会計処理した時であっても、当該契約によって生ずる資産と負債、およびそれにとりもなう損益を認識しなければならない。」(32A項)

後者に関しては、旧基準の34項が新基準において重要な変更が加えられている。(次ページの比較表を参照。)

この2つの改訂のうち、前者の多事業主制度の会計処理については、「情報が入手できるかどうか」が拠出建制度の適用を決める規準であったのに対して、新基準では「不足金を負担する方法に関する契約の有無」が規準となり、契約が存在している場合には、加入企業は拠出額でなく負担すべき額が認識されなければならないと変更された。

後者のグループ企業の取扱いについても、契約または明示された方針があれば、グループ内の企業別に毎期の正味の給付建費用が割り当てられなければならないとされた。この変更は、わが国の総合型年金制度または連合型年金制度に属する

旧IAS 19号(1998年改訂)	新IAS 19号(2004年改訂)
<p>34 親会社と子会社のような共通の支配下にある複数の企業による拠出資産をプールする給付建制度は多事業主制度ではない。したがって、企業は、そのようなすべての制度を給付建制度として取り扱う。</p>	<p>34 親会社と子会社のような共通の支配下にある<u>複数の企業間</u>でリスクを分担する給付建制度は多事業主制度ではない。</p> <p>34A そのような制度の加入企業は、IAS 19号に準拠して制度全体に適用される仮定に基づいて測定された、制度全体に関する情報を入手しなければならない。かりに契約または明示された方針によって、IAS 19号に準拠して測定された、制度全体の正味の給付建費用が個々のグループ企業に課される場合、当該企業はその別の、または単独の財務諸表において上記の正味の給付建費用を認識しなければならない。そのような契約または方針がない場合には、正味の給付建費用は法的に制度の母体となる事業主であるグループ企業の別の、または単独の財務諸表において認識されなければならない。その他のグループ企業は別の、または単独の財務諸表において当期に拠出額を認識しなければならない。</p>

注：旧基準の訳は日本公認会計士協会訳による。

企業の会計処理のあり方に少なからず影響を及ぼすと予想される。契約などで負担の方法が明示されているにもかかわらず、負担額を決める計算が情報入手などの理由から実施されていないような場合には、それは許されず債務とコストの把握が要請されることになる。

この点においても、この改訂は会計レベルの問題となる前に、制度に加入する企業間の責任と義務の実態が問題となっているといわなければならないであろう。

以上、3点に関連づけて、国際的に標準化された会計基準の目で、わが国の退職給付制度を捉えることは、どのような意味であるのかについて明らかにした。一見すると、会計基準の問題であるようにみえる事柄が、実はそれ以前の退職給付制度の問題でもあること、そしてこの問題に関して会計基準において一応の解決が図られたことが明らかにされた。

### III 国際会計基準の導入と企業年金制度の方向

(1) IASの開示基準における企業年金の捉え方  
 上述したIAS 2004年改訂においても一つ重要な変更が行われている。それは年金(退職給付)

の開示にかかるものである。最終的な基準では、公開草案になかった開示の総則ともいえるつぎの規定をあえて付け加えている。

120 企業は、財務諸表の利用者が給付建て制度の性格、ならびに制度における当期中の変動が財務に及ぼす影響を評価できるような情報について開示しなければならない。

この意義を明らかにするには、IAS 2004年改訂の開示の考え方と構成が2003年に改訂された米国の会計基準132号に従っているので、132号について検討されなければならない。その詳細は別にゆずり<sup>17)</sup>、あらかじめ開示すべき年金制度の体系を示すならば、図1のようになるであろう。現在の年金制度にかかわるコスト、資産、債務の実態を明らかにし、他方では将来の給付とキャッシュフローの見込み額を示し、現在と将来をつなぐものとして現時点における年金資産の投資戦略と方針が開示されなければならない。いってみれば、年金の当期のコスト、債務の構成、所有資産の実態の透明性を一段とすすめて、現時点の資産運用の戦略の開示をもとに、将来のキャッシュフローの動態を予測させ、この3つの側面の開示をつうじて年金制度が当該企業の将来の業績へのインパクトにかかわる情報を投資家に提供する構成になって

いる。この開示の体系は、年金制度に固有なものではなく、他の問題についても等しくあてはまる点に留意されなければならない。

たしかに132号においても、投資戦略と方針の開示の指針は詳細に例示されていないが、それが開示の対象になっていることに留意しなければならない。また、数理計算上の差異の原因である期待運用収益率については、単なる基礎率の一つというよりも、基準の開示例にあるとおり、つぎのように「総合的な」判断の結果であるから、その判断に至ったプロセスが開示されなければならない。

「総合的な長期期待運用収益率の仮定を決定するために使われた、つぎのような基礎に関する記述による説明。① 使用された一般的なアプローチ、② 総合的な期待運用収益率の仮定がどの程度、

過去の実績に基づいているかどうか、③ 過去の実績にどの程度、調整をほどこして将来の利回りの期待としたのかどうか、④ この調整がどのように行われたのか。」(5d(3))<sup>18)</sup>

「期待運用収益率の基礎」に関する米国企業の開示例は表1に示されている。

さらに、将来のキャッシュフロー情報については、「将来給付支払見積額に関して将来5年にわたる各年度の額、ならびに5年以降の総額、将来給付支払見積額」の開示が強制された。この開示は、「財務報告の利用者が、給付支払見積額に見合う額が十分に積み立てられているかどうかについて評価するために役立つものでなければならない」<sup>19)</sup>

IAS 2004年改訂には、最終的には米国基準132号のすべての開示規定がふくまれているが

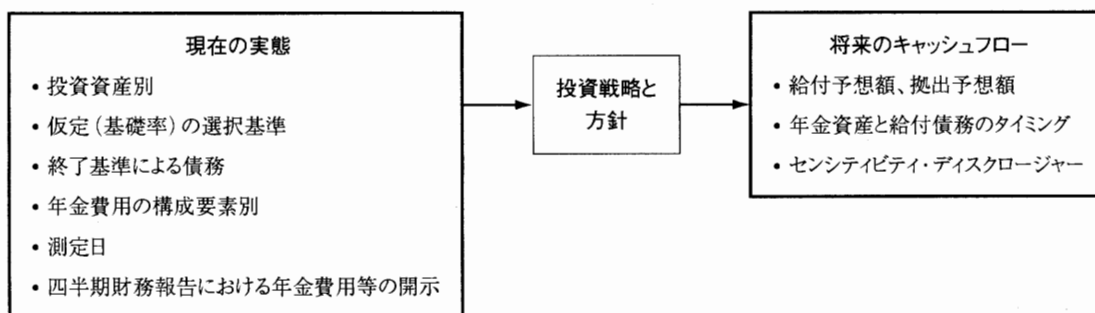


図1 年金制度に関するディスクロージャーの体系

表1 GM 2004 Annual report

GMの期待運用収益率は、GMのアクチュアリーとGMのアセットマネジメント・グループが実施した詳細な毎期の調査から導かれた。この調査には、つぎの事項に関するレビューがふくまれる。アセットアロケーション戦略、資産グループ別将来の予想長期的パフォーマンス、リスク(標準との乖離の程度)、基金のアセットミックスを構成する各資産グループとの間の相互関連性。この調査は基金の最近のパフォーマンスおよび過去の利回りを適切に考慮しているが、この仮定はなによりもまず長期的、予測の利率である。

GMは、2002年に実施した調査をもとに、2003年1月1日からの国内の期待運用収益率を前年の10%から9%に引下げた。アセットマネジメント・グループはアクチュアリーの協力のもとに、2003年の拠出額を見越すと国内の年金プランの資産利回りのボラティリティを低下させるべきかどうかに関する案について検討した。検討の結果、国内年金プランは2003年上半年の年金基金の長期的な戦略的配分について一定の変更を実施することを承認し、実行に移した。戦略ミックスの設定にあたっては、年金プランの負債をまかなう目的で選択されたミックスが有効となるためには、9%の長期的な資産収益目標が必要となり、選択されたミックスは当該年金プランの受託者が考慮したリスク許容度で調整されている。



(例えば、「投資戦略と方針」および「キャッシュフロー情報」の開示規定)、すでに触れたようにその考え方は同改訂においても明らかに依拠しているので、その意義は132号に照らして捉えられるべきであろう。それはつぎのような意味である。

年金(退職給付)の会計基準の導入は、ともすると年金費用と債務の認識と測定だけに関係すると思われがちであるが、上記で指摘されたように年金制度全体の戦略、方針をふくむ制度全体の現在と将来について透明性を高めることでもあることに留意しなければならない。制度全体の実態を財務報告という手段をつうじて公にされ、同時にその情報が絶えず外部監査人の監査という社会的評価を得ること、それが年金(退職給付)の会計基準の意味である。

## (2) 「ドイツ企業年金と国際会計基準の導入」

### 管見

国際会計基準が企業年金制度にどのような問題を投げかけているのかという問題に関連して、最近のドイツの事例は一つの示唆を与えるであろう。本誌の特集のコンラット氏の論文においても、ドイツ企業年金制度においては、他の諸国と異なって依然として外部積立を要しない内部留保方式(book reserve funds)が企業年金制度全体の保有資産額の過半数を超えていることが明らかにされている。しかし、この状況が継続するか、またそれを変える契機はなにかが問題となるであろう。その変化の兆しはつぎの捉え方に表れている。

「ドイツ最大企業にとって投資の内部資源目的としてこれまで重要であった直接約定(directzusagen)(内部留保)方式からの移行を含めて、既存の補助的な年金システムの再設計にかなりの関心が集まっている。この関心にきっかけを与えたもののひとつが、グローバル資本市場と国際財務会計ルールの最近の展開である」<sup>20)</sup>

この展開からみれば、これまで内部留保方式の

企業年金制度では、企業が負っている長期的な退職給付債務は企業の長期的な成長から得る収益—これは収益フローと高い労働生産性によって測られる—から給付され、それゆえこの方式はドイツの戦後の経済成長によって支えられてきたが、「国際会計基準はそうした年金制度の国内の経済的意味に対応する必要がないし、何世代にわたる企業の労働者間の暗黙の社会的な契約に必ずしも影響をうけるものでもない。IASBによって明らかにされる、毎年の正味年金コストと将来の退職給付債務は、企業の長期的な年金負債を積み立てるさまざまな社会的な仕組みに代わるものである。」<sup>21)</sup>

国際会計基準は長期的な年金負債を捉えなおして短期的な負債の評価に代える結果、内部留保方式ともう一つの年金金庫基金の特徴である長期的な債務の未積立を現在の企業価値に組み込むことになる。第II節で述べたように、ドイツの企業年金制度固有の性格が国際標準である会計基準—IAS—によって捉えなおされ、その結果、企業にとっての負担の実態が透明化される。それを押し進める要因が、グローバルな金融統合がドイツを含めた各国の企業間、市場間競争であり、それがIASを受け入れる背景になっている。かくして、ドイツ企業の未積立年金負債の開示は年金制度を再編する機会を与える可能性をもつことになる<sup>22)</sup>。

このようにドイツにおいても、国際会計基準の導入が企業年金制度を変革させる契機にはなっても、それはドイツ企業年金制度に内在する問題が国際標準化された基準によって照らし出された結果にすぎないであろう。

しかし、この問題はもう少し深いところにつながっている。すなわち、イギリスとドイツの金融システムを比較した場合、重要な相違は年金資産が企業株式をどの程度保有しているかどうかという問題である。その程度がコーポレート・ガバナンスから金融システムのあり方までも規定しているとなれば、ドイツにおけるように企業年金を補完的な

たちで位置付けるだけでよいのかという新たな観点からの問題提起がなされている<sup>23)</sup>。このようにみれば、IAS 会計基準の導入は企業年金制度、金融システムを支えるインフラストラクチャーを再構築する役割まで担うことになるであろう。

#### IV 国際会計基準と企業年金

ともすると会計基準が企業年金制度を変える、と言われることがある。確かに、会計基準、特にIASは英米のデファクトスタンダードに基づいていることは間違いないので、それが国際的に標準化された基準として強制される結果、わが国の退職給付制度に固有な性格が消去されて、制度について共通の捉え方がなされることになる。それゆえ、会計基準が退職給付制度を変えたといわれる。

本稿ではそうした見方をとらないで、むしろ国際的に標準化された基準であるIASをとおしてわが国の退職給付制度を捉えた場合、一見、会計基準の問題と思われていたものが、実は制度に内在する問題でもあることが指摘された。エリサ法によって受給権が明確に保護されている米国の企業年金制度に対して、わが国の退職給付制度の給付—債務—の切り下げが可能である場合、この債務をどのように捉えるのかは、会計以前の問題ではあるが、それでも会計基準は債務の実態を捉えるための重要なツールになっている。本稿で示したとおり、退職一時金を有する退職給付制度は割り引かず、当該時点で給付すべき額—期末要支給額—で把握しようと試みる、最近の米国の財務会計基準審議会(FASB)の解釈もそうした試みのひとつである。

また、年金基金の会計問題は母体企業にとって連結問題ではなく、年金資産と退職給付債務との相殺した差額のみを計上すれば、それで足りるといふ国内外の会計基準の当然の前提もまた、決して不可侵の前提でなく、年金基金をめぐるリスクと

リターンをシェアする形態が変われば、あるいは年金基金の独立性—ガバナンス—問題が一段と議論になれば、あらためて問われるべき課題となるであろう。すでに、米国の変動持分事業体(VIE)をめぐる会計問題では、年金会計基準87号があるために年金基金はVIEとみなされず連結の対象から外されているが、場合によっては議論になることが予想される<sup>24)</sup>。

事実、ごく最近、米国の証券取引委員会(SEC)から公表された報告書では、つぎのように述べられている。

「連結—母体企業が一般に年金制度を管理し(control)、そのリスクと報酬の大部分を受け入れているという事実を所与とすれば、理論的にみて年金制度が連結されるべきでないという明白な理由はなにもない。特に負債に資金を提供する目的で利用されている他の信託(trust)が一般に連結されているからである。その上、退職給付の管理のために別個のエンティティが利用されることにより、連結から除外されればまったく異なる財務諸表上の表示となってしまう。」<sup>25)</sup>

本稿では管見の域を出なかったが、ドイツにおける近年のIAS導入に伴う企業年金制度の再編の動きは、会計基準を個別企業の年金制度の問題としてだけでなく金融システムのあり方、さらには年金制度を支えてきた社会的政治的なシステムのは是非にもかかわる問題として議論されている。そうなれば、年金の会計基準はインフラストラクチャーとして位置付けられることになる。「国際会計基準と企業年金」というテーマの検討には、そうした視点も重要であることに留意する必要がある。

#### 注

- 1) 企業会計基準委員会、2005 企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」2005年3月16日。
- 2) 秋葉賢一「2005『企業会計基準第3号『退職給付に係る会計基準』の一部改正』および企業会計基準第7号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正』に関する

- 適用指針」の解説』『企業会計』p.97.
- 3) 米国の会計基準 87号の詳細は、つぎを参照。今福愛志 1996『企業年金会計の国際比較』中央経済社、第1章。
  - 4) 以下はつぎによる。McGill, Dan M., et al., 1996 *Fundamentals of Private Pensions*, pp.631～632。(田村正雄監訳『企業年金の基礎5』ぎょうせい、28-14～17.)
  - 5) FASB, SFAS No.87, 1997 *Employers' Accounting for Pensions*, 1985。(三菱信託銀行FAS研究会訳『米国の企業年金会計基準と適用指針』白桃書房、1997年、p.4)
  - 6) 吉田満, 山邊正人 2004「日本企業の退職給付債務は何を語る」『旬刊経理情報』p.63.
  - 7) 山口修 2004「退職給付債務の再検討」『横浜経営研究』p.2.
  - 8) 久保知行 1999『退職給付制度の構造改革』東洋経済新報社、p.42.
  - 9) [注7]の山口論文に引用されているつぎの論文では、わが国においても3つの債務の峻別の必要があるという指摘を参照。古市峰子「年金基金を巡る法律関係と会計処理の整合性について」日本銀行金融研究所、1999年。
  - 10) 以下はつぎに依拠している。FASB, 2005 *Action Alert No.05-17*.
  - 11) IASB, 2004 Amendment to IAS IAS 19 *Employee Benefits, Actuarial Gains and Losses, Group Plans and Disclosure*.
  - 12) 米国における期待運用収益と実際運用収益との差異の実態については、つぎを参照。今福愛志 2002「退職給付会計基準改革の方向—米国の年金会計処理の実態に関連して—」『経理研究』。
  - 13) この点はつぎを参照。山口修前掲論文、p.21。今福愛志 2001『労働債務の会計』第2章。
  - 14) 日本公認会計士協会、2004 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」等の改正について。なお、同指針は平成17年3月16日に改訂されている。
  - 15) 小澤元秀 2004「『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』等のポイント」『旬刊経理情報』。
  - 16) 今福愛志 2005「年金ガバナンスの国際的動向とその意味」『みずほ年金レポート』。また、同誌の特集「確定給付年金の受託者責任とガバナンス」掲載の他の諸論文を参照。
  - 17) FASB 2003 *Statement of Financial Accounting Standards No.132 (revised edition), Employer's Disclosure about Pensions and Other Postretirement Benefits*, an amendment of FASB Statements No.87, 88, 106, December. 詳細はつぎを参照。今福愛志 2004「米国の年金会計基準のディスクロージャー改革—その概要と意義—」『みずほ年金レポート』。
  - 18) IAS 2004年改訂では、期待運用収益率の開示規定はつぎのとおりである。「120A (f) 資産の総期待収益率の決定に使用された基礎、これには制度資産の主要な種類別の影響もふくまれるが、それらに関する記述による説明」(下線部分は、公開草案にはなく最終的に付加されている。)
  - 19) Carpenter, Brian W., and Daniel P. Mahoney, 2004, p.26.
  - 20) Clark, Gordon L., 2003 *European Pensions & Global Finance*, Oxford University Press, p.80. 断りのない限り、以下の説明は同書の第4章「グローバル・ファイナンスとドイツ会計ルール」に依拠している。
  - 21) *Ibid.*, p.105.
  - 22) Siemens社の2004年アニュアルレポートによれば、2004会計年度からドイツの現役従業員に対して掛金建Siemens年金制度(Beitragsorientierte Siemens Altersversorgung)なる新制度の導入が公表されている。
  - 23) 例えば、つぎを参照。Tyrell, Marcel, and Reinhard H. Schmidt. 2001 *Pension Systems and Financial Systems in Europe: A Comparison from the Point of View of Complementarity*.
  - 24) 変動持分事業体(VIE)の会計問題については、つぎを参照。今福愛志 2003「新しい事業体と「エンティティ概念」」『企業会計』。
  - 25) SEC, 2005 *Report and Recommendations Pursuant to Section 401© of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers*, p.107.

#### 参考文献

- Carpenter, Brian W., and Daniel P. Mahoney. 2004. "Pension Accounting: The Continuing Evolution," *CPA Journal*, October 2004.
- Clark, Gordon L. 2003. *European Pensions & Global Finance*, Oxford University Press.
- FASB. 1985. SFAS No.87, *Employers' Accounting for Pensions*. (三菱信託銀行FAS研究会訳1997年『米国の企業年金会計基準と適用指針』白桃書房)
- FASB. 2003. *Statement of Financial Accounting Standards No.132 (revised edition), Employer's Disclosure about Pensions and Other Postretirement Benefits*, an amendment of FASB Statements No.87, 88, 106, December 2003.
- FASB. 2005. *Action Alert No.05-17*, April 28, 2005.
- IASB. December 2004. Amendment to IAS IAS 19 *Employee Benefits, Actuarial Gains and Losses, Group*

- Plans and Disclosure.*
- McGill, Dan M., et al. 1996. *Fundamentals of Private Pensions*, University of Pennsylvania Press. (田村正雄監訳1998年『企業年金の基礎5(改訂版)』ぎょうせい)
- SEC, 2005 *Report and Recommendations Pursuant to Section 401© of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers.*
- Tyrell, Marcel, and Reinhard H. Schmidt. 2001. *Pension Systems and Financial Systems in Europe: A Comparison from the Point of View of Complementarity*, Johann Wolfgang Goethe-University, working paper, July 2001.
- 秋葉賢一 2005「企業会計基準第3号『退職給付に係る会計基準』の一部改正」および企業会計基準第7号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」の解説」『企業会計』Vol.57 No.5
- 今福愛志 1996『企業年金会計の国際比較』中央経済社, 第1章
- 今福愛志 2002「退職給付会計基準改革の方向—米国の年金会計処理の実態に関連して—」『経理研究』中央大学経理研究所, 46号
- 今福愛志 2003「新しい事業体と「エンティティ概念」」『企業会計』Vol.55 No.8
- 今福愛志 2004「米国の年金会計基準のディスクリージャー改革—その概要と意義—」『みずほ年金レポート』No.53
- 今福愛志 2005「年金ガバナンスの国際的動向とその意味」『みずほ年金レポート』No.59
- 小澤元秀 2004「『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』等のポイント」『旬刊経理情報』No.1065
- 久保知行 1999「退職給付制度の構造改革」東洋経済新報社
- 企業会計基準委員会 2005 企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」
- 日本公認会計士協会 2005 会計制度委員会報告第13号「『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』等の改正について」平成16年10月4日
- 古市峰子 1999「年金基金を巡る法律関係と会計処理の整合性について」日本銀行金融研究所
- 山口修 2004「退職給付債務の再検討」『横浜経営研究』第25巻2・3号
- 吉田満, 山邊正人 2004「日本企業の退職給付債務は何を語る」『旬刊経理情報』No.1068  
(いまふく・あいし 日本大学教授)